ii　退会を選択した預託金債権者については、権利変更後の債権額全額を、更生計画認可決定確定後３ヶ月を経過する日までに一括弁済する。

第３　更生会社の減増資

更生会社は、第７章に基づき、発行済株式の全部を無償で消却するとともに、シャトレーゼ社又はその指定するグループ会社より１億9000万円の払込を受けて普通株式3800株を発行する。

これにより更生会社の資本金の額は9500万円、資本準備金の額は9500万円となる計画である。

第３章　更生債権等に関する権利の変更及び弁済・納付方法等

第１節　更生担保権の権利の変更と弁済方法

第１　不動産にかかる更生担保権

１　確定債権

（確定更生担保権）

４億4741万0001円

（債権者数）　２名

２　権利の変更及び弁済方法

確定更生担保権額全額を、更生計画認可決定確定後２ヶ月を経過する日までに一括弁済する。

第２　リースにかかる更生担保権

１　確定債権

（確定更生担保権）　2427万0484円

（債権者数）　４名

２　権利の変更及び弁済方法

確定更生担保権額全額を、更生計画認可決定確定後２ヶ月を経過する日までに一括弁済する。

第２節　優先的更生債権の権利の変更と納付方法

第１　確定債権（公租公課）

（確定更生債権）

8713万9805円及び額未定

（債権者数）　４名

（内訳）

①　本税等　　6235万6505円

②　更生手続開始決定の日の前日までの延滞税等及び更生手続開始決定の日から起算して１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定日の前日までの延滞税等

2478万3300円及び額未定

③　更生手続開始決定の日以後同日から起算して１年を経過する日（その日までに更生計画認可決定があったときは、その決定の日）までの延滞税等及び更生計画認可決定日以後完納に至る日までの延滞税等　　額未定

第２　権利の変更及び納付方法

⑴　別表８の公租公課のうち、上記１③の部分については、その全額につき更生計画認可決定の日に免除を受ける。

⑵　上記⑴の権利変更後の債権額の全額を、更生計画認可決定確定後２ヶ月を経過する日までに一括納付する。

第３節　一般更生債権の権利の変更と弁済方法

第１　確定更生債権

（確定更生債権）

５億2847万9695円及び額未定

（債権者数）　940名

（内訳）

①　元本並びに更生手続開始決定日前日までの利息及び損害金

５億2656万8963円

②　更生手続開始決定日以後の損害金　　191万0732円及び額未定

第２　権利の変更

１　更生手続開始後の利息の請求権並びに更生手続開始後の不履行による損害賠償請求権及び違約金の請求権については、更生計画認可決定確定の日に全額につき免除を受ける。

２　元本及び更生手続開始決定日前日までの利息・損害金については、その合計額のうち、30万円を超える部分について当該部分の89％に相当する額につき、更生計画認可決定確定の日に免除を受ける。

第３　弁済方法

１　会員債権者の預託金債権たる更生債権

⑴　継続会員債権者

後記第５、１に定める「会員債権者」のうち、後記第５、２の規定に基づき、会員契約の継続を選択した債権者（以下「継続会員債権者」という。）については、金10万円を新たな預託金とし、継続会員債権者は、更生計画認可決定確定後３ヶ月を経過する日までに金10万円を更生会社に預託するものとする（以下、この預託金を「再預託金」という。なお、具体的には、後記第５及び第４章の通り、更生会社が継続会員債権者に対して更生債権の弁済を行う際に金10万円を充当処理することで再預託金の預託が完了するものとし、継続会員債権者は金10万円を別途更生会社に対し払い込む必要はない。）。

更生会社は、権利変更後の債権額全額から再預託金（金10万円）を控除した金額を、更生計画認可決定確定後３ヶ月を経過する日までに一括弁済する。

継続会員債権者は、選択期日（後記第５、２⑴で定義する。）の翌日から、春日居ゴルフ倶楽部規則及び春日居ゴルフ倶楽部ゴルフ会員権契約約款等（以下「春日居ゴルフ倶楽部規則等」という。）に基づき本ゴルフ場を利用する権利を有するが、同時に、年会費の支払義務その他ゴルフ会員としての義務を負担する。

継続会員債権者が後に退会する場合、春日居ゴルフ倶楽部規則等の所定の手続に従って退会するものとし、当該債権者が退会届出を提出し退会手続を完了して会員資格を喪失したときは、当該債権者からの返還請求が更生会社に到達した後３ヶ月を経過する日までに、再預託金を一括弁済する。

⑵　退会選択債権者

後記第５、２の規定に基づき、退会を選択した債権者（以下「退会選択債権者」という。）については、権利変更後の債権額全額を、更生計画認可決定確定後３ヶ月を経過する日までに一括弁済する。

２　その他の一般更生債権（退会済みのゴルフ会員の預託金債権を含む。）

前項に定める債権を除く一般更生債権については、更生計画認可決定確定後２ヶ月を経過する日までに、上記第２の規定による権利変更後の債権額全額（元本及び更生手続開始決定日前日までの利息・損害金のうち30万円以下の部分については、当該部分の確定更生債権額の全額）を一括弁済する。

第４　追加弁済

１　追加弁済原資

上記第３の弁済後、更生会社の換価回収した弁済原資（更生会社が株式会社あおぞら銀行に対して有する預金債権にかかる預金及びスポンサーによる支援金額並びに管財人が受継した訴訟（甲府地方裁判所平成22年（行ウ）第９号事件）（以下「受継訴訟」という。）の結果更生会社に属することとなる財産相当額をいう。）から、共益債権の支払も含めた更生会社の更生手続の遂行に必要と見込まれる一切の費用を控除した後に余剰金がある場合、当該余剰金の金額を弁済資金として、追加弁済を行う。

２　弁済方法

追加弁済における弁済は、上記１の弁済原資を、上記第２の免除額で按分して弁済する。

追加弁済は、受継訴訟の勝訴により更生会社が財産を受け取った日（受け取らないことに確定した場合には、当該確定の日）から３ヶ月を経過する日までの間であって管財人（更生手続終結後は更生会社）が指定する日までに実施する。

３　免除の失効

追加弁済が実施された場合、上記第２の免除は、追加弁済額の範囲で効力を失う。

第５　会員資格の取扱い

１　会員契約の存続にかかる選択

本更生計画においては、更生手続開始決定の時点で、更生会社との間の会員契約が存在するゴルフ会員債権者（本更生計画において「会員債権者」という。）に対し、次項の規定に従って、会員契約を継続するか、退会するかの選択権を付与する。